

意見書案第 13 号

国会における憲法論議の推進と慎重かつ冷静な国民的議論を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月22日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

堤 田 寛

阿 部 真之助

とみなが 正博

調 崇 史

楠 正 信

三 角 公仁隆

大 原 弥寿男

浜 崎 太 郎

国会における憲法論議の推進と慎重かつ冷静な国民的議論を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に重要な役割を果たしてきました。このことは、我々国民の誇りとするところでもあります。この三原則こそ、現憲法の根幹を成すものであり、今後も堅持されなければなりません。

一方、現憲法は、今日に至るまでの約70年間、一度の改正も行われておらず、この間、我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じています。こうしたことに鑑みれば、憲法についても、直面する諸課題に対し国家と国民の安全・安心を確保し、環境、福祉の向上を図る内容であることが強く求められています。

このような状況の中、国会でも、平成19年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法に関する議論が始められています。憲法は、その国の根幹を成す最高法規です。日本の伝統、文化を踏まえ、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきであります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、慎重かつ冷静な国民的議論を促すよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、  
内閣官房長官 宛て

議 長 名